

（大型後部反射器）

第55条 大型後部反射器の反射光の色、明るさ、反射部の形状等に関し保安基準第38条の2第2項の告示で定める基準は、協定規則第150号の規則4. 1. 1. から4. 1. 4. まで及び5. 2. に定める基準とする。

- 2 大型後部反射器の取付位置、取付方法等に関し保安基準第38条の2第3項の告示で定める基準は、二輪自動車、側車付二輪自動車及びカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車にあつては別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とし、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車にあつては別添53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とする。